

(別紙)

応募資料作成要領  
(災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定)

1. 応募資料の作成

(1) 応募資料

① 応募資格確認申請書【様式1】

以下②～④で作成した応募資料は応募資格確認申請書として、とりまとめて提出すること。

② 旅行業法施行規則第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録が証明できる書類

③ 旅行業約款を記載した書類の写し

旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第12条の2に基づく、観光庁長官あて申請し、認可を受けた旅行業約款を記載した書類の写し

④ 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定証の写し

(2) その他

① 応募資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された応募資料は「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」の締結に関すること以外に無断で使用しない。

③ 提出された応募資料は返却しない。

2. 応募資料の提出方法等

(1) 提出方法 持参、郵送又は電子メール

(2) 提出期限 令和8年1月30日(金)まで

(3) 受付時間

(持参、郵送)

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

(電子メール)

随時受付

(4) 提出先

(持参・郵送)

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 防災室 管理係

TEL052-953-8357 FAX052-953-8362

(電子メール)

中部地方整備局 防災室 管理係: [cbr-bousaisitsu@mlit.go.jp](mailto:cbr-bousaisitsu@mlit.go.jp)

3. 応募資格確認結果の通知

担当部局は、応募資料の提出を受けてから1週間を目処に結果通知を行う。

4. 応募資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 応募資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して応募資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

①提出期限: 応募資格確認結果通知日の翌日から5日後

②提出方法: 2に同じ

③提出先: 2に同じ

- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、(1)①の提出期限の翌日から5日後までに説明を求めた者に対し、回答する。

【様式1】

応募資格確認申請書

令和 年 月 日

中部地方整備局長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 (押印省略)

令和7年8月1日付けで公募のありました「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」締結に係る応募資格の確認に必要な資料について、下記のとおり申請します。

記

1. 旅行業法施行規則第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録が証明できる書類
2. 旅行業法第12条の2に基づく旅行業約款を記載した書類
3. 個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定証の写し